(様式4)

記者発表資料

山口市お出かけ応援クーポン券の発行及びシェアサイクル実証事業 件 名:

について

担当課: 都市整備部 交通政策課 交通政策担当 (電話:083-934-2729)

公共交通の利用促進につきましては、これまでも市公共交通委員会を中心に地域、交通事業者の連携のもと取り組んでまいりましたが、この度のコロナ禍により、バスやタクシーの利用者は例年の水準と比較すると、依然低迷している状況です。

こうした状況や、「山口ゆめ回廊博覧会プレ事業」が始まることを踏まえ、市民 の皆様の外出機会の創出、公共交通の利用促進を目的として「山口市お出かけ応 援クーポン」を発行することといたしました。

また、9月4日から本市10箇所にステーションと自転車を配置し、「シェアサイクル実証事業」を開始することといたしましたので発表いたします。

○山口市お出かけ応援クーポン券の発行

1. クーポン券発行の目的

「山口ゆめ回廊博覧会プレ事業」を始めとして、市民の皆様の外出機会の創出、 公共交通の利用促進を目的として、バス・タクシーに乗車する際に利用できるクー ポン券を発行するもの。

2. 発行方法

市報(9月1日号)にクーポン券(100円割引×6枚)を印刷して各世帯へ配布約73,800部

※クーポン券のイメージは「別紙参考資料1」参照

3. 利用方法

市報に掲載しているクーポン券を切り取り、バス・タクシーに乗車した際の精算 時に利用する。

バスの場合は、降車する際に運賃箱に整理券、クーポン券、残金を入れて支払い、 タクシーの場合はクーポン券を運転士に渡して残金を支払うもの。いずれも、<u>山口</u> 市内での乗車または降車の場合に限り利用できるもの。

(1) 利用限度額

1人1乗車につき3枚(300円)を限度に利用可能

乗車運賃を超える額のクーポン券は利用不可

(例:運賃 160 円の場合は 1 枚のみ (100 円割引) 利用可能で、残りの 60 円を支払う)

(2) 利用可能な公共交通

バス:通常の路線バス及びコミュニティバス、生活バスも利用可能

タクシー:通常のタクシー及びコミュニティタクシー(※1)も利用可能

※1地域がタクシー事業者へ委託して運行している定時定路線の乗合タクシー。現在7地域で運行。

(3) 利用可能日

9月5日(土)~11月1日(日)の土曜日・日曜日・祝日(20日間) (9/5、9/6、9/12、9/13、9/19、9/20、9/21、9/22、9/26、9/27、10/3、10/4、10/10、10/11、10/17、10/18、10/24、10/25、10/31、11/1)

(4) 利用できない場合

バス事業者、タクシー事業者が行う運賃割引及び市が発行している福祉優待バス 乗車証、福祉タクシー・おでかけサポートタクシー・グループタクシー利用券との 併用はできないもの。

○シェアサイクル実証事業

1. 目的

市内各所にシェアサイクルのステーションを設置し、観光をはじめ本市を訪問された方の二次交通としての機能や日常生活の移動手段として、自転車利用についての可能性を探る実証事業。

具体的には、一定期間中の利用状況の把握、GPS を活用した移動分析、アンケート調査などを行い、本市の観光施策や交通施策に生かす他、本格運行に向けた持続可能性を検証する。

なお、「山口ゆめ回廊博覧会」における周遊の移動手段、県と連携して取り組む 新モビリティサービス実証事業 (MaaS) にも位置付けている事業。

2. 内容

●運営主体 山口商工会議所

●運営期間 令和2年9月4日~令和3年12月末予定(約16か月)

●エリア 山口都市核エリア及び小郡都市核エリア

●ステーション 10箇所(利用状況により追加する場合も想定)(※2)

●自転車 40台 (※3)

●利用料金 50円/15分

●利用方法 スマートフォン等でアプリに登録して利用(※3)

- ※2 別紙参考資料2参照
- ※3 別紙参考資料3参照
- 3. 取材対応

9月4日にホテルニュータナカのステーションにおいてスタートアップセレモニーを執り行う予定。現地で利用方法等の説明を行い取材対応する。